

令和元年

西条市議会第3回12月定例会提出議案書

(その3)

西条市

目 次

議案第 8 8 号	西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する 条例について	1
-----------	--	---

議案第 8 8 号

西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市図書館設置及び管理条例（平成２１年西条市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第３条 西条市立西条図書館（以下「西条図書館」という。）<u>及び西条市立丹原図書館（以下「丹原図書館」という。）</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。 <u>（１）火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日とする。</u> <u>（２）（略）</u> <u>（３）（略）</u> <u>（４）（略）</u> ２ 西条市立東予図書館（以下「東予図書館」という。）<u>及び西条市立小松温芳図書館（以下「小松温芳図書館」という。）</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。 <u>（１）月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日とする。</u>	（休館日） 第３条 西条市立西条図書館（以下「西条図書館」という。）<u>及び西条市立丹原図書館（以下「丹原図書館」という。）</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。 <u>（１）（略）</u> <u>（２）（略）</u> <u>（３）（略）</u> ２ 西条市立東予図書館（以下「東予図書館」という。）<u>、西条市立丹原図書館（以下「丹原図書館」という。）及び西条市立小松温芳図書館（以下「小松温芳図書館」という。）</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。 <u>（１）東予図書館にあつては月曜日、丹原図書館にあつては金曜日、小松温芳図書館にあつては水曜日とする。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（この号にお</u>

(2) (略) (3) (略) (4) (略) 3 (略) (開館時間) 第4条 図書館の開館時間は、西条図書館にあっては<u>午前9時30分から午後8時30分まで</u>（会議室及び学習室にあっては、<u>午前9時30分から午後10時まで</u>）、東予図書館、丹原図書館及び小松温芳図書館にあっては<u>午前10時から午後6時まで</u>とする。 2 (略)	<u>いて単に「休日」という。）に当たるときは、これらの日の後において、これらの日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日とする。</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) 3 (略) (開館時間) 第4条 図書館の開館時間は、西条図書館にあっては<u>午前9時から午後10時まで</u> _____、東予図書館、丹原図書館及び小松温芳図書館にあっては<u>午前9時から午後7時まで</u>とする。 2 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

図書館の開館時間及び休館日の見直しにより、時代に即した運営体制を構築し、持続可能な図書館運営に取り組むため、所要の条例改正を行おうとするものである。